

Title	土地相論・身分相論と律令制的国郡制
Sub Title	Disputes over land and status and Kokugun system under the Ritsuryo state
Author	井内, 誠司(Inouchi, Seiji)
Publisher	三田史学会
Publication year	1993
Jtitle	史学 (The historical science). Vol.63, No.1/2 (1993. 8) ,p.99- 125
JaLC DOI	
Abstract	
Notes	
Genre	Journal Article
URL	https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00100104-19930800-0099

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the KeiO Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

土地相論・身分相論と律令制的国郡制

井内誠司

はじめに

大町健氏による新たな律令制的国郡制論の提起以降⁽¹⁾、計帳作成、土地立券を素材に八世紀の国・郡衙の機能分析が進んでいるが、土地相論の裁定については、律令裁判手続きの運営の実態面の究明という観点から、稲松尚子⁽³⁾、梅田康夫両氏が検討を加えておられる⁽⁴⁾。稲松氏が当該期には郡司は土地相論の裁定を行わなかった旨を論じられたのに対し、梅田氏はこれを批判され、逆に郡司の「第一次の裁判権」(一一六頁等)の存在を主張されている。このように、両氏の主張は真っ向から対立しているが、この論争についてはその後、加藤友康「国府と郡家」⁽⁶⁾において触れられるところはあったものの、その全面的な検討は未だ管見では見られない。筆者も、別稿

において九・十世紀の土地相論に国郡制研究の立場から検討を加える際、梅田氏の所論に触れたが、主題が平安期であったため、十分な検討を行なうことはできなかった。そこで、本稿では国郡制研究の立場からこれらの研究に検討を加え、八世紀の土地相論における国・郡衙の機能につき、検証することとしたい。

又、土地相論と同様の訴訟の事例として、良賤相論(通常、「良賤訴訟」とされるが、「土地相論」との統一を期するため、このように称する。以下、同じ)、冒名冒蔭、改姓相論といった、身分の帰属に関する相論がある(以下、身分相論と略)。私見によれば、このような相論についても一定の知見を得られるように思われ、併せて検討することとし、かつ別稿での平安期の土地相論の裁定体制、律令制的国郡制の検討結果との関連につき論じ

ることとしたい。

一、八世紀の土地相論と国・郡衙

1、稲松、梅田両説の検討

本節では、まず、稲松・梅田の両氏の見解につき検討することとしたい。前述したように梅田氏は稲松説批判を展開しておられるが、その論考は二段階とも言うべき構成をとっており、前半において稲松氏の依拠した史料を検討して、稲松氏の見解を批判され、後半において稲松氏の触れられなかった史料を検証され、当該期の土地相論における郡司の「第一次の裁判権」の存在を指摘されている。以下、氏の論証の手順に即して検討していきたい。まず、稲松氏が根拠とされた史料のひとつは次のようなものである。

〈史料1〉⁽⁸⁾

足羽郡司解 申伏弁人事

別鷹山 (割注略)

所訴田八段 (割注略)

右人申云、以⁽⁵⁾去天平勝宝元年八月十四日、郡司判給大領外正位下生江臣安麻呂、擬主帳无位槻本公老等、鷹山親父豊足⁽⁵⁾已畢、以⁽⁵⁾同年五月、寺家野

占、寺使法師平榮、造寺司史生大初位上生江臣東人、国使医師外從八位下六人部東人、郡司擬主帳槻本老等、寺家野占畢、而以^(b)天平宝字二年二月二十二日、国司守從五位下佐伯宿祢美濃麻呂依⁽⁵⁾郡判給畢、鷹山此乎、寺田勘使佐官法師平榮、造寺司判官上毛野真人、国司史生紀朝臣真木等、充⁽⁵⁾直買取、而為⁽⁵⁾寺田、件田申、以⁽⁵⁾天平宝字四年、校田朝使石上朝臣奥繼、授⁽⁵⁾己名治田、又以⁽⁵⁾天平宝字五年、田班国司介高丘連枚麻呂、亦授⁽⁵⁾己名、今⁽⁵⁾国司檢勘圖并券文、寺地占事在⁽⁵⁾前、今竹山所⁽⁵⁾給在⁽⁵⁾後、加以所⁽⁵⁾給直、而所⁽⁵⁾進寺田、更⁽⁵⁾己名付申事、竹山誤無更申述所、仍注⁽⁵⁾伏弁狀進如⁽⁵⁾件、謹解

天平神護二年九月十九日伏弁別鷹山

(国郡司署判略)

本史料は、東大寺と別鷹山(竹山)なる人物との越前国足羽郡栗川荘内の墾田をめぐる相論の模様を伝えるものであるが、これによれば天平勝宝元(七四九)年八月に郡司が鷹山の父豊足に係争地を「判給」(傍線部(a))したが、それは三ヵ月前の五月に東大寺が野占した土地の範囲内であつた。その後天平宝字二(七五八)年に国司が鷹山に同地を「給」し(傍線部(b))、これを東大寺側

が買得したものの、天平宝字四・五年の校班田に際して、又も鷹山に与えられ、天平神護二(七六六)年に至り国司の調査の結果(傍線部(c))、鷹山が伏弁状を提出するに至っている。

稻松氏は本史料の傍線部(c)から「東大寺はまず被告人別鷹山の本属たる足羽郡司に提訴したであろう」⁽⁹⁾が「郡司段階に於ては結着を見なかった。」(以上、二二頁)とし、氏の「判決能力の点で郡司はかかる訴訟に対応し切れず、国司の下でその事務処理の一端を荷うに過ぎず、国司が判決を下していた」(二二頁)という結論の一証とされた。

これに対し、梅田氏は以下のようにこの史料を解釈された(以下、この史料についての氏の見解の引用は一頁から)。まず、稻松氏が治田の立券とした傍線部(a)⁽¹⁰⁾について、「たとえ立券申請に対するものであるとしても、それは単なる通常の立券申請に対する裁定以上の意味を有していたのではないかと考える。」とし(根拠については後述)、

おそらく豊足は、東大寺の野占以前に同地を既に私的にすなわち公験を得ることなく開墾していたのであろう。そこで東大寺の野占行為に対し即座に郡司

に提訴し、勝訴の結果を得たのが八月の「郡司判給」ではないかと考える。

とされた。そして、傍線部(b)の「天平宝字二年の国司の裁定」は「いわば東大寺側の上訴かあるいは裁判のむしろ返しに対するものであり、ここでも郡司の裁定が認められ東大寺側は敗訴したといえる。」のであり、

経緯をみるならば天平宝字二年の国司の裁定までが第一段階であり、そこでは郡司は第一次の裁判権を有していたといえる。

と結論付けておられる。

この梅田氏の解釈は成り立つであろうか。普通に読めば立券ととれる傍線部(a)の「郡司判給」を氏が「通常の立券申請に対する裁定以上の意味を有していた」とする根拠は、(A)立券申請に対する裁定にしては郡司のそれ(傍線部(a))と国司のそれ(傍線部(b))との間にほぼ十年という余りに長い間隙があること、(B)直前の五月に東大寺が野占した土地に対する立券申請を認めるとは、郡司の失錯かあるいは何らかの政治的意図が背後にからんだものかいずれにしても、あり得ないことはないとはいえ「あまりにもお粗末すぎる」こと、の二点である。以下、この根拠について検討したい。

この内、(A)については首肯し得ると思われる。梅田氏の述べられる如く、現存する土地売券の国郡判の時間的間隔は最大で約五年であり、多くは数か月である。傍線部(a)、(b)の間の約十年という間隔は余りにも長く、両者の間に二度の班田(天平勝宝元年、同七歳)が想定されていることからも、一國判が付されたかどうかは別に⁽¹²⁾して、傍線部(b)以前に鷹山の田主権は班田図に登記され、一応の確定を見たものと思われる。しかし、以上の指摘からのみでは傍線部(a)を氏のようには解し得ないのは明らかである。むしろ、重要なのは根拠(B)の当否と思われる。

(B)に関して問題になるのは、氏のようにここでの「郡司判給」はミスにしては「お粗末すぎる」と言えるかどうかであろう。たしかにこれがミスであるとすれば現在の目から見ればお粗末かも知れないが、当該期にあつても同様であるかは別問題である。例えば、「判給」にあたつて最も重要な資料は図籍と思われるが、尾張国では天平勝宝元年の「郡司判給」の前の校班田に作成された「天平一四年図」の中島郡の田地の一部が一条東にずれて登記されていたことがわかり、⁽¹³⁾田図の登記ミスと思われる。このミスは、(1)弥永註(11)論文の図籍

作成の「細かい実務については郡司を中心とする郡衙の役人が担当し実施していた」(二一五―六頁)との指摘からすれば、郡衙段階でのミスであつた可能性が考えられる。この場合、田地問題に関する郡司のミスが確認できることになり、越前国足羽郡では同様のミスが起らなかったとする根拠が得られないことからすれば、この「郡司判給」も、ミスであつた可能性があろう。(2)越前国中島郡の田図のミスは、国衙段階でのものとの可能性も考えられる。しかし、この場合も、越前国では同様のミスが起らなかったとする根拠は得られず、又、そのようなミスは田図以外の資料の作成等に関してもあり得るものであろう。そして、「郡司判給」の際に勘検された田図(の写し)等の資料に何らかのミスがあつたとすれば、⁽¹⁴⁾〈史料1〉傍線部(a)において郡司が、三カ月前に東大寺が野占した地を、鷹山に判給した可能性もあり得ると思われる。以上の考察からすれば、傍線部(a)を立券手続きにおける郡司のミスとする可能性も否定しがたいのではないだろうか。そもそも、氏の想定⁽¹⁵⁾の如く、豊足が「私的にすなわち公験を得ることなく」開墾を行つていたとすれば、官司の承認を得ていない以上、それは明らかな違法行為であり、⁽¹⁵⁾相論の相手が東大寺、しかも野

占が勅施入によるものであるとの状況を考えれば、東大寺と越前国司などの政治的対立が確認できない天平勝宝元年段階においては⁽¹⁶⁾豊足が勝訴し得たかは疑問の感があり、氏の想定にはにわかには従い難いのである。以上の考察からすれば本史料の傍線部(a)から郡司の「第一次の裁判権」を確実に折出することはできないと思われる⁽¹⁷⁾。

一方、国司の裁定は両氏の述べられる様に傍線部(c)に見える。又、先程の(A)に関する考察に従えば鷹山の田主権は傍線部(b)の段階では一応確定していた事になり、ここで改めて系争地が「給」されている事は、何らかの特別な事情があつた事を推測させる。無論、この「給」は小口註(16)論文の指摘する様に越前国司等の東大寺田庄迫の一環と考えられるが、既に田主権が一応確定していたと考えられる鷹山側が係争地に対して改めて働きかけを行うとは考えにくい様に思われ、むしろ――梅田氏が述べられる様に――東大寺側の提訴を受けての同地をめぐる相論の裁定と見るのが妥当な様に思われる。そして、判給や野占、寺家による田地買得の記述において、それらに携わった人々の名を比較的詳しく述べているこの鷹山の申状の傍線部(b)に国守佐伯宿祢美濃麻呂の名しか見えないということは、この裁定が美濃麻呂の責任の下に

行われたものであり、郡司はそれに協力した可能性はあつても、相対的に低い位置付けしか与えられていないことを示すと思われるのである。すなわち、本史料の検討からは、稻松説を補強する結果を得ることができると思われる。

他に稻松氏が例証とされた史料に註(9)前掲「天平神護二年十月二十一日越前国司解」⁽¹⁸⁾がある。同史料は東大寺と佐味公入麻呂との越前国丹生郡椿原村の田地をめぐる相論の模様を伝えているが、天平宝字二年に国司が「偏随前公驗、復判給入麻呂等」と入麻呂の田主権を認める裁定を下し、天平神護二年には同じく国司が「前国司判已似不理、因茲、今改為東大寺田」と天平宝字二年の国司の裁定を覆し、東大寺に係争地を与えている。したがって、同史料には二度の国司の裁定を見ることが出来る。

これに対して梅田氏は同史料は「主に国司の当該田地に関する処置を中心にまとめられている。」(一一二頁)として、

天平宝字二年の国司による裁定の前に郡司による裁定が存在した可能性も全く否定しすることはできない(一一三頁)

とされた。たしかに、例えば百姓の伏弁状の提出には「史料1」等から郡司が関与したものと思われるが同史料にはその旨の記述が見えない(二〇六―七頁)など、国司中心の記述となっており、氏の見解は首肯し得る。

しかし、加藤註(6)論文でも指摘されるように(二五五頁)、この史料に関する梅田氏の指摘自体は氏の説を積極的に証明するものではないであろう。他に稲松氏が言及された史料はなく、したがって、重要となってくるのは梅田氏が郡司の「第一次の裁判権」の存在を論じられた後半部の検討である。そこで、ここでは同史料には国司の裁定が見えることを指摘するに留め、以下、梅田氏の論の後半部を検討することとしたい。

梅田氏が郡司の「第一次の裁判権」を示すとした史料は①「天平神護二年十月十九日越前国足羽郡大領生江東人解」⁽¹⁹⁾②「同年同月二十日越前国足羽郡少領阿須波束麻呂解」⁽²⁰⁾③「東大寺牒案」⁽²¹⁾④「延暦十五年五月四日越前国坂井郡符」⁽²²⁾の四例である。この内③については、加藤註(6)論文においても同様の指摘があるが(二五五頁)、これと関連する新発見史料によりこの相論における二度の裁定とも国司によって行われていることが分かり、④についても梅田氏のように郡司がそれを受けて裁定を下

し、その裁定が執行力を有したと断定し得るかは、文書の破損状況から問題があることを別稿Bにおいて指摘した。⁽²⁴⁾そこで、ここでは①と②について検討してみたい。

「史料2」①

足羽郡大領正六位上生江東人謹解 申御使勘問事

(中略)

一粟川田寺使与「百姓」相訴事

右、^(a)実寺田知判充奉已訖、^(b)後他司所^(c)勘事、東人不知

(後略)

「史料3」②

足羽郡少領阿須波束麻呂解 申過状事

(中略)

一東大寺栗川庄所田堺未^(a)勘事

右、部下野田郷百姓車持姉売辞状云、寺家庄所使、取^(b)己口分田捌段、不^(c)令^(d)佃愁者、仍勒^(e)班田^(f)時、書生委文土麻呂・田領別竹山二人充^(g)使、令^(h)勘⁽ⁱ⁾虚実、^(j)發^(k)遣所在口分、斯土麻呂等申云、正認^(l)東西之畝、彼此相違者、仍未^(m)与⁽ⁿ⁾判断^(o)、此過、
(後略)

この二つの史料は天平神護二年の東大寺領莊園再編の際、

藤原仲麻呂による東大寺領莊園庄迫期の行動につき、郡司に対して行われた東大寺の勘問への回答である。便宜上〈史料3〉から検討する。たしかにここでは郡司である東麻呂が部下の百姓である車持姉売から提訴を受け、のみならず傍線部(b)より、係争地の帰属について使者を派遣して調査させその結果に基づいて一定の「判断」を下す立場にいたことがわかる。梅田氏はこの「判断」を裁定とされるが、この「判断」は傍線部(a)において「勘」とされており、田主権認定の意を含む裁定として得るかは疑問の余地があり、⁽²⁵⁾既に加藤註(6)論文が指摘されるように(二五六頁)、史料によるかぎりでは、東麻呂は田堺の位置関係についての認定を行うに過ぎなかったと考えられる。又、当該期の土地相論において図籍等の調査が行なわれず、このような調査のみで土地の帰属が実質的に決定してしまうケースがあった可能性も否定できないが、それは、図籍、券文によって田主権が認定されるという律令制的土地制度の上からは、⁽²⁶⁾臨時的・便宜的なものとせざるを得ず、郡司の「第一次の裁判権」として国司のそれと同一視できるものとは思われない。

次に〈史料2〉を見てみたい。ここでは、実際に郡司

である生江東人が係争地を寺田であるとして「判宛」でたとされ(傍線部(a))、梅田氏はこれを裁定とされる。ところで梅田氏は特に触れられていないが、既に小口雅史氏⁽²⁷⁾、大町健氏⁽²⁸⁾により、この〈史料2〉と〈史料3〉を同一事例と考える見解が示されている。たしかに、東大寺領莊園の田堺に関する勘問が東麻呂にのみ行われ、東大寺の莊園経営に深く関与していたとされる東人⁽²⁹⁾には行われなかったとは考えにくいと思われる。まして、問題の勘問は同じ栗川莊に関するものであり、傍線部(b)には「他司所勘」という〈史料3〉の東麻呂による調査を示すとも考えられる文言を見ることができるとすれば、ここでの東人への勘問も栗川莊の田堺の調査に関するものであった可能性が高く、従って東人の「判宛」も東麻呂の「判断」同様「勘」であったとも考えられ、必ずしも裁定とはみなし得ないと思われる。

以上、梅田氏の挙げられた史料からは八世紀における氏の述べられる郡司の「第一次の裁判権」を確実に検証することはできず、氏の説は成立しがたいことを述べてきた。管見では、他に八世紀の郡司の裁定を示すと思われる史料は確認できないが、一方、梅田・稻松両氏が触れられた史料以外にも国司の裁定、図籍の調査を示すと

思われる史料を得ることができた。次に節を改めそれらを検討したい。

2、「天平宝字年間山田郡司牒案」「天平宝字二年五月十九日近江国司牒」の検討

まず、史料を提示したい。

〈史料4〉

山田郡司牒 川原□□

合田中檢出田一町四段三(百五十歩)

牒去天平宝字五年巡察□□出之田混合如件

□□百姓今依国今月二十二日符旨停止班給

為寺田畢、仍注事牒、々至准状以牒

天平宝□□□□(年)

(郡司署判等略)

〈史料5〉

近江国司牒 川原寺三綱

(坪付等略)

牒、寺与「前件竟等」相訴墾田、勘檢天平十四年班

図田籍「并令校図竟等之名定田」、数具如前、令

録事状、牒至准状、以牒

天平宝字二年五月十九日

(国司署判略)

〈史料4〉は京都府立総合資料館によつて発見され一九七〇年に初めて紹介されたものである。⁽³⁰⁾ 関連史料から年次は天平宝字七年か八年と推定されるが、傍線部(a)、(b)から天平宝字五年の調査による川原寺田中の檢出田が班田の際、口分田として班給されたものと推測され、⁽³²⁾ 傍線部(c)において「おそらくは川原寺の訴えを受け」改めて郡司により川原寺田として班給されたと思われる。ここで注目すべきはこれが「国今月二十二日符旨」によつてゐること、即ち、係争地を川原寺田とする決定・裁定は国衙において行われていると見られることである。よつてここでは、国衙が裁定を行い、郡衙がそれに基づき事務的執行を担当する体制が取られていたと考えられる。〈史料5〉は近年、石上英一氏が紹介されたものであるが、⁽³³⁾ 川原寺と竟(中略部から音太郎竟との姓名が知られる。)等との相論につき、国衙が「勘檢天平十四年班図田籍」⁽³⁴⁾ していることが分かり、少なくとも相論における国衙の図籍の調査機能を示すものとして良いであろう。

3、小結

以上、管見に入つた八世紀の土地相論関係史料の検討からは、郡衙の裁定を確実に示すものは見られず、それ

に比して国衙の図籍の調査、それに基づく裁定はかなり確認することができると言えよう。別稿Bにおいて、郡司の官僚的習熟が進むとされる九世紀の土地相論関係史料の検討からも同様の結果を得ることができたことも併せて考えるならば、当該期においても土地相論における図籍等の調査、それに基づく裁定は基本的に国衙が掌握し、郡衙は事務的執行を担当する体制が取られたと考えられる。そして、このような体制の背景としては、田令⁽³⁴⁾23班田条が、対応唐令条文の県司に対応する郡司の機能を否定してその機能を国司に集中し、又、職員令においては74大郡条が抽象的な規定となっているのに対し、70大國条には国司の職掌として「田宅」が挙げられているように、図籍等が作成される校班田手続き、田地管掌において国司が多大な機能を担わされていたことが挙げられよう。⁽³⁵⁾別稿Aで述べたようにこのような令規定のあり方を直ちに国郡制の実態とし得るかは現段階では議論の余地がある様に思うが、計帳作成において国司の積極的関与が指摘されているように、⁽³⁶⁾このような令規定のあり方を実際に貫徹させていこうという志向を律令国家が有していたことは確かと思われる、班田条集解穴記に「問。戸籍卷数及造式文具也。未知。於田何。答。造二一通。

一通送官。一通留国。」との解釈が見えるように、図籍などは基本的には国衙が掌握したものと思われる。そして、「土地所有の最終的な証驗は田図、田籍であつた」⁽³⁷⁾という律令制的土地制度の建前の上からすれば、法的に正当な田主権の所在を認定する土地相論の裁定は、基本的には図籍等の勘検によって下し得るものと思われ、郡衙の勘検を経る事無く、国衙が独自に行ない得たものと思われる。

尤も、次章で述べるように郡衙は、戸籍の代替となる資料を当該期保持していたと考えられ、梅田氏の述べられるように（一一三頁）、図籍についても同様に案などを保持していたと思われるが、たとえば、郡衙がそれに基づき土地相論において——〈史料1〉傍線部(a)や註(12)で言及した郡判のみで国判の付されていない売券等から八世紀の立券において、郡衙が一定の田主権認定機能を有していたと考えられる様に（拙稿A参照）——裁定を行なったとしてもそれが正式な図籍によるものではない以上、田主権の確定のためには国衙による図籍等の調査、それに基づく裁定が必要であつたと思われる。そして法的正当性が強く追求される訴訟という局面ではその様な郡衙の裁定の法的効力の上での限界は、立券以

上に大きな影響を及ぼしたものと考えられ、これに既に述べた様に九世紀においても郡衙による土地相論の裁定を確実に示す史料を得られない事を考えあわせれば、郡衙による裁定は公験として残りにくい、法的効力の脆弱な臨時的、便宜的なものと思われる。この様な——少くとも律令制的土地制度の上からは必らずしも正式なものとは言えない——郡衙の裁定も、或いは「第一次の裁判権」と称し得るかもしれず、梅田氏の結論を全面的に否定するものではないが、国衙の裁定とは効力の上で看過し難い相違があったものと思われる。

二、八世紀の身分相論と国・郡衙

本章では身分相論を取り上げ、国郡制研究の立場から考察を加える。身分相論のうち、良賤相論については滝川政次郎氏がその法的手続きにつき、詳細に検討を加えているが、⁽³⁸⁾氏の考察は律令条文によるものである。従って公式令63訴訟条「凡訴訟。皆從下始：」により、郡衙も「良賤訴訟を受理する初審裁判所であった。」(二六九頁)とされているが、そもそも唐令の継受法たる日本令が現実に機能していたかは、それ自体証明を要する問題であり、事実、前章で考察した土地相論の裁定体制は、

訴訟条が現実に機能していたとの立場からは捉え難いものであろう。よって、滝川氏の論考は基本的な点で再検討を要すると思われる、ここでは氏の論考にはよらず、良賤相論を含む身分相論の裁定体制につき、改めて考察を加えたいと思う。

身分相論については正史に——八世紀では『続日本紀』になるが——多くその事例を見ることができ、後述するように中には国司の関与を示すものもある。しかしながら、正史のこの種の記事は多くは断片的であって、裁定手続きの具体的様相——就中、郡衙の関与のあり方——は不明とせざるを得ず、又、正史という性格上、どこまで実態を示しているか、そのみでは不安が残らないわけでもない。この点で天平十三、十五年の大宅朝臣賀是麻呂(加是麻呂、可是麻呂とも書くが、本稿では原則として賀是麻呂と表記を統一する。)の良賤相論関連史料は当時の良賤相論の裁定手続きをある程度具体的に示すものとして、重要な意義を有するものと思われる。本相論関連史料は、浮浪問題、良賤制、戸籍制度などの研究において取り上げられる機会も多く、行政処理についても近年の平田耿二氏による詳細な検討があるが、⁽³⁹⁾未だ国郡制研究の立場からの考察はないようである。そこで、先行研究

と重複するきらいは有るが、ここで若干の考察を加えて
みたい。

〈史料6-1-A〉⁽⁴⁰⁾

撰津職移 大養徳国司

合十三人

(奴婢名略)

以前、得^(b)刑部省去天平十二年八月二十二日移^(b)、
案^(マ)検内、故從五位下大宅朝臣広麻呂等所訴奴婢、
去養老七年五月八日判給已訖、職^(b)宜前件奴婢并子
孫等除籍、附^(c)少初位下大宅朝臣賀是麻呂之戸者、
又天平十四年五月七日移^(c)云、得^(c)職去四月十四日移^(c)
云、大宅朝臣賀是麻呂所訴婢、將^(c)除其籍、无^(c)
細名、又申云、以^(c)神龜二年十二月二十八日刑部
省下職符文、應^(c)除賤名具在^(c)注載、即求其符、
无^(c)有^(c)此職、仍不得^(c)輒除者、今依^(c)移狀、檢^(c)
勘省案、賤歴名、載^(c)於神龜二年十二月二十八日
符^(c)下已訖、亦檢^(c)職神龜三年二月二十七日勘籍申送
解文、件賤歴名灼然所載、仍具^(c)狀移、至^(c)宜^(c)准^(c)
狀速与^(c)処分^(c)者、職^(d)依^(d)二度狀、除籍已畢、仍具^(d)
事狀、便附^(d)賀是麻呂、故移

天平十五年九月一日

土地相論・身分相論と律令制的国郡制

(撰津職職員署判略)

ここでは、養老七(七二三)年に刑部省の大宅朝臣広麻
呂に奴婢の所有権を認める裁定が下され(傍線部a)、
十七年後の天平十二(七四〇)年にこれらの奴婢を除籍
し広麻呂から相論を継承した賀是麻呂の戸に付すべき旨
の刑部省移が発給されている(傍線部b)。撰津職では
除籍する際に用いる資料がなく刑部省との連絡が行われ
たが(傍線部c以下)、結局、除籍が行われ、本史料に
より、賀是麻呂の本貫地のある大養徳国にその旨が伝え
られている(傍線部d)。このような刑部省の判決を受
けての除籍は右京職、山背国にも見え、大養徳国への伝
達も行われている。⁽⁴²⁾これらの史料によるかぎり、本相論
の裁定やそれに基づく戸籍からの除籍、また、それへの
編付以下、除付とするといった行政手続きは刑部省
と職国の間、職国と大養徳国の間で行われていること
になるが、次の史料により、郡衙の関与のあり方を明瞭に
把握し得ると思われる。⁽⁴³⁾

〈史料6-1-B〉⁽⁴³⁾

職符 島上郡司

合奴婢十一人

(奴婢名等略)

以前奴婢等、籍帳已除、付大宅朝臣加是麻呂戸已
訖、郡宜承知、今見所有奴婢者、召对賤主、
給之加是麻呂、符到奉行、

少進引田朝臣「真立」

天平十五年九月二日

これは、先の大養徳国への移の翌日、摂津職が部下の島上郡司に発した符であるが、傍線部(a)よりすでに問題の奴婢との裁定を受けた者等の除籍(そして、同史料によれば、編付も)が終了していること―即ち、彼らの法的身分がすでに摂津職において確定していること―が分かり、傍線部(b)より、郡衙がそれには関与していないこと、刑部省の裁定、摂津職の除籍を受けての事務的執行を担当しているに過ぎないことが分かる。職員令68摂津職条によれば摂津職の職員は大国より若干多めではあるが、それは職事―難波宮の管理、難波津の関津事務、難波における外交事務―に対応するためと考えられ、延暦十二年に難波宮の停廃を理由に摂津国へ移行する際、大きな行政機構の改革が行なわれた形跡が見られないことから、国事―一般の国務―を行う体制が他国と大きく異なっていたとは考えがたいと思われる。即ち、本相論においては刑部省が裁定を下し、職国が除付を担当し、郡

衙等がそれに基づく事務的執行を担当する体制が取られていたと推定し得ると思われる。

このような本相論における国・郡衙の関与のあり方は戸令19造戸籍条において「凡戸籍…惣写三通…一通申送太政官。一通留国。…」と、対応唐令条文の「一通送尚書省、州県各留一通」との規定を改変して県に対応する郡に戸籍を留めない規定にしていることによると考えるのが妥当と思われるが、以上の検討のみを以て結論を下すのも些か武断の感もあるので、なお、幾つかの可能性につき言及したい。

すでに述べたように、ここでは国衙の上級官司たる刑部省が裁定を下している。又、これもすでに先学によって指摘されているところであるが、本相論では単に奴婢の所有権の回復に留まらず、良民として戸籍に編付されていたものを賤にするという、良から賤への身分間の移動が行われている。しからば、既述の本相論における裁定体制はこのような本相論の特質に基づくものであり、通常の場合、郡衙が除付等を行っていたとの可能性もあるいは考え得るかもしれない。

しかしながら、このような指摘には先ず次の史料を提示したい。

〈史料7-1A〉⁽⁴⁸⁾

早良郡額田郷人夫戸主三家連息嶋戸口三家連豊繼解
申稲代物進奴婢等事

合五人^{奴婢三人}

奴賀比麻呂^{年三二} (直稲額等略。以下、同じ)

奴奄美^{年一五}

奴梗麻呂^{年一五}

奴宅売^{年二七}

婢小黑売^{年六}

惣充価稲四千六百束准銀一二五兩

右、豊繼父三家連息嶋、預観世音寺稻事仕奉、此

上件稲不進、身命死亡、今男子豊繼、件奴婢等補

代物、於寺家進入既畢、仍録具狀申送、以解

天平宝字二年十二月二十一日奴婢主三家連豊繼

(証人等署判略)

郡司依狀、勘当^(a)奴婢帳并紀^(年脱)、事既合^(年脱)実、仍放附

天平宝字二年十二月二十二日

(郡司署判等略)

ここでは三家連豊繼なる人物が、父の負稲の代償として、奴婢を観世音寺へ進上し、傍線部(a)よりこれを郡司が「奴婢帳」⁽⁴⁹⁾と「年紀」⁽⁵⁰⁾を調べて承認したことが分かる。

土地相論・身分相論と律令制的国郡制

この事例につき注目されるのは次の史料により、正式な戸籍からの除籍については郡衙は自らは行わず、翌天平宝字三年に国にそれを申請していると考えられることである。

〈史料7-1B〉⁽⁵¹⁾

国政所牒 観世音寺三綱

合奴婢五人^{奴婢三人} 価稲四千六百束

奴久佐磨^{年三八} (直稲額等略。以下、同じ)

奴種守^{年一七}

奴多利磨^{年一五}

婢宅売^{年三六}

婢小黑売^{年七}、宅売之女、誤脱漏帳、今追附帳

以前、得部内早良郡司去七月二十二日解^(年脱)、得

部内額田郷戸主三家連豊繼申狀云、亡父息嶋別当

観世音寺之稲、損失八千二百三十束、今息嶋交

死、不堪備稲、仍男豊繼母早良勝飯持売等二人、

上件奴婢且報進寺家者、郡依^(b)申狀、勘、所申事

是有^(c)実、仍除^(d)本籍、謹請^(e)処分者、政所依^(f)申

状具狀、故牒、

天平宝字三年八月五日

(国政所職員署判略)

ここでは、傍線部(c)より先の奴婢(奴の名に異同があるが、これについては後述)の除籍につき、郡衙が国政所の「処分」を請うている事が分かる。この事からすれば、郡衙は息嶋からの申請に対し一応の承認を下したものの正式な戸籍からの除籍の決定は国政所が下したと見てよいであろうし、又、先の〈史料7-A〉の豊継の申請に対し郡司が戸籍を勘検したとは考えにくいこと(当然ながら「奴婢帳」は戸籍ではないし、「年紀」についても戸籍とは考えにくいであろう)、本史料の傍線部(a)において、小黒売の記載漏れにつき「今追附帳」との文言が見えること等は賀是麻呂の相論同様、国が除籍事務を担当していた事を示していると考えられる。即ち、国衙の上級官司も関与せず、身分間の移動もない、奴婢の所有権の移動につき先の相論と同様の体制が取られていたと考えることができると思われる。

しかしながら、この事例をそのまま、一般の国・郡衙に敷衍するには、まだ付言すべき幾つかの問題が残っていると思われる。一つは、ここで郡衙の上級機関は一般の国衙ではなく国政所―即ち大宰府の一機関―であることである。この点を重視すればここでの除籍手続きは国政所特有の体制であり、一般の国・郡衙では郡衙が除籍

を行ったとの可能性が考えられる。

この点については渡辺直彦氏の指摘が参考になる。⁽⁵²⁾

即ち、職員令69大宰府条によれば、大宰府は筑前国務を兼帯する事となっている。明証こそ無いものの種々の状況からこの規定は大宝官員令でも同様と思われるが、実際には八世紀には多くの筑前国司を確認することができ。これは、大宰府兼帯の形では現実には筑前国の国務が遂行できないことを示していると考えられ、事実、延暦十六年から大同三年まで―桓武天皇による律令振肅政策の一環と考えられるが―大宰府による筑前国兼帯が行われたものの「管摂多事。充用少人。」⁽⁵³⁾として官員の増員がはかられるなど、この体制による職務遂行が困難であることが窺える。⁽⁵⁴⁾今、問題にしている天平宝字期には藤原仲麻呂の養老令施行により大宰府による筑前国兼帯が行われたと考えられるが、状況は大同期と同様であったと考えられ、通常では郡衙が行う職務までも国政所が行う余裕があるとは考え難いと思われる。そもそも、職員令の規定では大宰府は摂津職同様、筑前国を帯すのであって、筑前国諸郡までも帯するわけではないから、先の可能性は考えにくいであろう。

次に問題になるのは、共通する婢名があり、同じ、三

家連豊継から観世音寺への奴婢進入であるから、〈史料7-1A・B〉は同一事例と考えられるにも関わらず傍線部 α 、 β 、 γ のように両者の間に奴名の相違が見られることである。ここから、何らかのトラブルがあったことを推測することは不可能ではないように思われ、従ってこのトラブルにより、ここでは既述のような体制が取られたとも考えられるかと思われる。

確かにこの可能性は考えられないことではないが、しかし、〈史料7-1B〉中にそのような状況を示す文言は見られないし、傍線部(b)には「所_レ申事是有_レ実」と問題がたとえ存在したにせよ、それが既に処理されていることを思わず文言が見える。むしろ、ここでは――繰り返し返すことになるが――〈史料7-1A〉において郡衙が戸籍を勘検したとは考えにくいことを想起すべきと思われ、この事例での除籍をめぐる国政所・郡衙の体制は特例ではなく、基本的なものとしたほうが自然なように思われる。⁽⁵⁵⁾

多少、論証が煩雑になったのでいったん、まとめると、天平宝字二・三年の三家連豊継の奴婢進入事例の検討からは、国衙の上級官司が関与したり、身分間の移動といった状況が見られない、奴婢の所有権の移動についても国衙が独自に除籍を行ったと考えられ、したがって、

大宅朝臣賀是麻呂の良賤相論における除付体制は同相論の持つ特質によるものではなく、基本的なものと思われるということになる。

しかしながら、以上の考察が認められたとしても、なお言及すべき問題が残っている。何故なら今まで取り上げた事例はいずれも賤身分の除付体制であり、良民の場合も同様であったかは疑問の余地が残るからである。即ち、賤身分の場合は国衙が除付を行うが、良民の場合は郡衙がこれを行った、との可能性が存すると思われる。

この想定に立つ場合、賤身分は郡衙の上級官司たる国衙が除付を行い、郡衙が関与する場合には先に検討した〈史料7-1B〉のように郡、国の二重の勘検を経るわけであるから、それだけその把握が良民よりも厳重ということになる。しかしながら、このような状況は殆ど考え難いのではなからうか。

既に多くの先学の指摘があるように、⁽⁵⁶⁾ 籍帳による人民掌握は貢租・徴税をその第一義の目的とする。⁽⁵⁷⁾ したがって、口分田の班給率が三分の一であり、不課口である賤身分の把握が事更に重視されていたとは考え難いのである。事実、良民の把握は「浮浪・逃亡問題」⁽⁵⁸⁾として律令国家の幾つかの施策を見ることができ、賤身分につ

いては—ここで検討している賀是麻呂の相論や計帳などに見られる多くの奴婢の逃亡、良賤通婚等、良賤制の多くの問題が指摘されているにも関わらず—その把握に関する施策を見ることはできない。⁽⁵⁹⁾又、延暦八年には、良賤通婚の結果生まれた子を良民とする事が決定されている。⁽⁶¹⁾これは、良賤制の根本原則とも言える良賤通婚の禁を事実上放棄するものであり、律令良賤制崩壊の一つの画期とされているが、実は「良民の賤民化現象」—課役忌避の為、良民が身分詐称、良賤通婚などを通じて賤身分となる現象—に対応するためと考えられており、良民の把握の為、良賤制が崩壊に向かったとも言えよう。⁽⁶²⁾

かくのごとき考察からすれば律令国家の関心は明らかに良民に向いていると考えられ、先の想定には従いがたいと思われる。近年、計帳作成過程において国衙が、年齢区分・疾・課役免除・戸口の移動を確認するなど、良民の把握について積極的関与を行っていることが指摘されていることからも、良民の把握についても賤身分と少なくとも同程度の把握が行われたと考えられ、先に検討してきた体制は良民の場合も同様と考えてよいように思われる。そもそも、郡衙が除付を行ったとする前提には、先に挙げた戸令19造戸籍条の規定が形骸化し、実際には

正式な戸籍が四通作成され、一通が郡衙に留められるという理解があるはずであるが、そのような根拠は管見では見られず、又も繰り返しになるが先に検討した〈史料7-1A〉では戸籍が勘検されたとは考えにくいのである。既に述べたように、図籍については基本的に国衙が掌握したと考えられ、九世紀になるが田図登記申請を国衙が郡衙を介する事無く、独自に処理している事例が確認し得ることからも、戸籍についても同様に国衙が掌握したと見るのが妥当と思われる。⁽⁶⁴⁾

以上、迂遠な考察を重ねてきたが、天平十三・十五年の大宅朝臣賀是麻呂の良賤相論に見える裁定体制における国衙の役割は身分相論一般のそれとして、一般化して良いと思われる。そして、以上の考察が認められるならば、身分相論における国衙の役割が、単に戸籍の除付に留まるとは考えにくいであろう。事実、『続日本紀』⁽⁶⁵⁾には、次のような記事が見える。

〈史料8〉 天平神護元年五月庚戌条

播磨守従四位上日下部宿祢子麻呂等言。部下賀古郡人外従七位下馬養造人上款云。人上先祖吉備都彦之苗裔。上道臣息長借鎌。於難波高津朝廷。家居播磨国賀古郡印南野焉。其六世之孫牟射志。以能

養^レ馬仕^二上宮太子^一被^レ任^二馬司^一。因^レ斯。庚午年造^レ籍之日。誤編^二馬養造^一。伏願。取^二居地之名^一。

賜^二印南野臣之姓^一。国司覆審。所^レ申有^レ実。許^レ之。

ここでは、部下の馬養造人上の改姓願いにつき、国司が「覆審」して「所^レ申有^レ実」と一定の判断を示している事がわかり、この国司の「覆審」の際、恐らく、戸籍の勘検も行われたものと思われる。又、この『続日本紀』の記事による限りでは、最終的な裁定は太政官が下しており、国司の機能については「覆審」とあるのみであるが、これは『延喜式』卷十一太政官、内外印条に「凡太政官下^二諸司諸国符^一。随^レ事請^二内外印^一。」として、内印を捺すべき官符の内容に「百姓^三改^レ姓^二放^レ賤^一従良」と挙げられることから窺えるように、改姓、放賤従良などについては、太政官符の発給が必要であり、国司が独自には処理し得なかったことによると思われる。⁽⁶⁷⁾ しながら、改姓、放賤従良については太政官符の発給が必要ということは、逆に言えば、改姓、放賤従良を認めない裁定は国司が独自に下し得た事を示すと考えられるのであり、事実、『続日本紀』宝亀四年五月辛巳条には、
〈史料9〉

阿波国勝浦郡領長費人立言。庚午之年。長直籍皆

土地相論・身分相論と律令制的国郡制

著^二費之字^一。因^レ茲。前郡領長直救夫。披^レ訴改^二注長直^一。天平宝字二年。国司從五位下豊野真人篠原。

以^レ無^二記驗^一更^レ為^二長費^一。(後略)

と、長費救夫の長直への改姓の訴えに対し、天平宝字二年に改姓を認めない裁定を国司が下した事が見える。⁽⁶⁸⁾ 無論、例えば、〈史料8〉のような部下の人民の提訴は郡衙を経て国衙にもたらされたと思われる、その過程で〈史料7-A〉のような郡衙による戸籍の代替となる資料の勘検が行なわれたと考えられるが、たとえ、国衙がそのような郡衙の調査を参考にしたとしても、改めて国衙による戸籍等の勘検が行なわれたと考えられる以上、郡衙の調査は国衙の裁定の上で必ずしも必要なものではなく、提訴が国衙にもたらされさえすれば、原則としては独自に処理し得たものと考えられる。それに対し、郡衙がたとえ、そのような調査に基づき提訴に対して裁定を下したとしても第一章の図籍についての考察で述べたように、それが正式な戸籍によるものではない以上、その法的効力に一定の限界があったことは想像に難くなく、法的身分の確定の為には国衙による調査・裁定が必要だったものと思われる。

以上の様な状況は〈史料8〉の様な放賤従良、改姓を

認める場合も同様と思われる。この様な場合、国司は或いは事務を執行したに過ぎないかもしれないが、たとえそうであつたとしても国衙が戸籍の勘検、除付等を独自に行い得たと考えられるのに対し、郡衙によるその代替となる資料の勘検は、そのみでは証拠能力としては必ずしも十分ではなく、除付についても必ずしも法的身分を最終的に確定し得るものではなかつたと考えられる。即ち、身分相論において国司は戸籍の勘検、場合によつてはそれを受けての裁定、又、裁定を受けての除付を戸籍を掌握することにより、独自に行つたと考えられ、中心的とも言える重要な役割を担つていたと考えられる。以上、身分相論でも、土地相論と同様の裁定体制を析出し得るものと思われる。

結び

本稿では、土地相論、身分相論の裁定において、国衙が中心的とも言える役割を担つて(70)いることを論じた。このような体制は別稿Aで検討した、基本的に段階的手続きを取ると評して差し支えない、土地立券、計帳作成とは異なるあり方と言えるが、少くとも土地相論については、別稿Bでの平安期の検討の際、述べた様に、従来

「土地問題処理は…郡司の判裁が基本となり」と土地相論の裁定体制を「土地問題」として立券等の体制と一括して捉え、郡衙の機能を強調してきたと思われる。加藤氏は註(6)論文において「八世紀段階においては、国・郡の機能として、郡↓国へと積み上げられる、郡が関与せず国のみで行なわれる、郡のみで完結する、などの多様な行政の決済の方式が存在したと想定される。」(二五六頁)としておられるが、土地をめぐる問題の処理体制全てを「土地問題処理」として、いわば、加藤氏の述べられる行政の決済の方式の内の第一の類例として捉え、その多様なあり方には十分注意が払われてこなかつたように思われる。(72)無論、国郡の行政上の機能に一定の性格的相違があることは確かと思われるが、別稿Bで述べた上記のような研究状況の問題点―検討する局面の弁別の不十分さ―のもとらず弊害を考えると、このような行政処理のあり方の異なる局面を指摘しておくことは一定の意義を有するものと思われる。

又、既述のような八世紀の裁定体制の背景には図籍、戸籍などの国衙による掌握があることを指摘した。無論、相論に関する検証をどこまで一般化できるかは問題であるし、(74)当時の訴訟の裁定の全てを本稿で検討した事例と

同様に考えられるかも知れない。⁽⁷⁵⁾又、本稿ではあくまで裁定に関して論じたため国衙の機能を強調することになったが、その裁定も本稿で触れたいいくつかの史料に見えるように、郡衙を通して初めて執行されるのであり、その意味では郡衙の機能を前提としていることは明らかである。したがって、ここで述べた国衙の機能のあり方は、国郡制支配の一面でしかないと思われるが、しかし、ここでの国衙の権力が、図籍、戸籍によって基本的には土地相論、身分相論の裁定を下し得るという律令制的図籍制度、戸籍制度があつて初めて機能し得るものであることは確かであり、国司の権力の一つの側面を示すものではあろう。

又、右に郡衙が国衙の裁定の前提としての側面を有することを指摘したが、しかし、別稿Aでの考察によれば、郡司は律令国家にとって単に国司の支配の前提としてのみ存在するのではなかったと考えられる。即ち、それは律令制的国郡制の実態からすれば、そのような形での唐令改変は必ずしも適切ではないにも関わらず、唐令を改変し、県司に対応する郡司の機能を否定し、それを国司に集中させて、その権限・権威を国司に比して低く位置付けるべき存在であつた。そして、本稿で述べた裁定

体制の背景として挙げた田令23班田条、戸令19造戸籍条は、まさにそのような唐令改変が行なわれた条文であり、国衙の図籍、戸籍の掌握、それに基づく裁定は、そのような郡司に対する抑圧的とも言える律令国家の志向と無関係ではあり得ない。⁽⁷⁶⁾

最後に、別稿Bで述べたように、土地相論については、本稿で述べたような体制は九世紀と同様であり、八・九世紀にわたって維持され、一〇世紀に入つて郡司による裁定が出現し、転換したと思われる。近年、売券研究などから、八・九世紀における郡司の機能が強化する形での国郡制の変化が指摘されており、重要な成果を挙げているが、右のような土地相論の裁定体制の変化は、郡司の機能強化の指摘については同様であるが、一時的に土地立券とは異なる国郡制の変化のあり方を示しており、両様の変化をふまえたうえで、平安期に入つての国郡制の変化を論じる必要があるであろう。又、右に律令制的国郡制に関して述べた諸点のうち、第二、三点からすれば、このような平安期に入つての土地相論の裁定体制の変化についてさらに考察を深める際にも、図籍制度、既述の律令国家の郡司に対する志向との関わりを考慮する必要があると思われる。⁽⁷⁷⁾

以上、八世紀の土地相論、身分相論の検証から律令制的国郡制につき卑考するところを述べてきた。最後は筆者の別稿での限られた検討をもとに論じたに過ぎず、論じ残した点も多く有るが、一先ず筆を擱くこととしたい。

註

- (1) 『日本古代の国家と在地首長制』(校倉書房、一九八六年) 第一―三章。
- (2) 詳しくは拙稿「律令制的国郡制の再検討」(発表予定。以下、別稿Aとする)を参照。
- (3) 「律令裁判手続に関する一考察―主としてその運用面より見たる―」(『お茶の水史学』二五、一九八二年)。以下、氏の見解は全て同論文による。
- (4) 「競田について」(『律令制の諸問題』汲古書院、一九八四年)。以下、氏の見解は全て、同論文による。他に同氏の稲松論文の書評(『法制史研究』三三、一九八三年)も参照のこと。
- (5) 律令裁判制度に関する研究史については笠原英彦「律令裁判制度の一考察」(『法史学の諸問題』慶応通信、一九八七年)等を参照。
- (6) 新版『古代の日本⑦ 中部』(角川書店、一九九三年)
- (7) 「九・十世紀の土地相論から見た国・郡衙」(『中世成立期の歴史像』東京堂出版、一九九三年。以下、別稿Bとする。)註(27)。
- (8) 『東大寺文書』二―一六八―九(『大日本古文書家わけ 第一八 東大寺文書之二』一六八―九頁の略。以下、同

じ)。なお、引用史料の傍線部は引用者による。以下、同じ。

- (9) 公式令63訴訟条「凡訴訟。皆從_レ下始。各經_レ前人本司本属。……」(『日本思想大系三 律令』岩波書店、一九七六年)。以下、日本令文の引用は全て同書による。)によるが、この調査・裁定は「依_レ前図券、勘_レ定虚实、若有_レ誤_レ給百姓、更收返_レ入寺家、改_レ正図籍……」との東大寺からの要請を「准_レ状施行」することを命じた「天平神護二年八月二六日太政官符」によるものと思われる(『天平神護二年一〇月二二日越前国司解』『東大寺文書』二―二四三)。丸山幸彦「初期庄園の形成と展開(上)」『日本史研究』一六四、一九七六年)、この想定には同意し難い。なお、〈史料1〉傍線部(C)や註(18)の事例の国司の天平神護二年の「改為_レ東大寺田」との決定は、本「越前国司解」を以て太政官に報告されており、裁定手続きがそれによつて完結したわけではないが「八月二六日太政官符」の文言や鷹山が伏弁状を提出している事などから裁定と見ておく。
- (10) 林陸朗氏はこの「判給」を「班田」とされたが(『奈良朝後期における班田施行について』『続日本紀研究』三一―二、一九五六年)、虎尾俊哉氏はこの「判給」は「係争中の田地の帰属を決したに過ぎないものであって、この「判給」の行われた年が班年なるべき必然性はない。」(『班田収授法の研究』吉川弘文館、一九六一年。三一頁註(32))とされた。これに対し、林氏は同論文を補訂・改題して同氏『上代政治社会の研究』(吉川弘文館、

一九六九年)に「奈良朝後期の班田施行」として再録されるにあたり再考を加えられ、虎尾氏の見解の見解のうち、この「判給」を「係争中の田地の帰属を決した」とする点については、「この「判給」が端緒となって東大寺野占使等との間に争論が起こったのである。つまりこの「判給」は争論の端緒とはなったが、決してその結果ではない。」と批判を加えられたが、結論としてはこれを「墾開予定地として「判給」された」として先の見解は撤回された(林氏前掲書、三五五―三五七頁)。ただし、この天平勝宝元年に班田が行われたとする点では、両氏の見解は一致している。

(11) 註(10)前掲林、虎尾論文等。なお、校班田の際には校班田図、田籍が作成されるが、土地掌握のための図籍制度に関する研究としては佐々木宗雄「平安中期の土地所有認定について」『日本史研究』一三三九、一九八二年)、奥野中彦「古代図籍制度論」(『史観』一二〇、一九八九年)等参照。なお、班田図は班田の前年に作成される校田図をそのまま宛てた場合が多かったと考えられることが弥永貞三氏によって指摘されている(班田手続と校班田図)『日本古代の政治と史料』高科書店、一九八八年)。この指摘が天平勝宝元年の班田に当てはまるとすれば、この班田の際の班田図は天平二十年の校田の結果に基づいて作製されたことになり、校田の翌年であるこの「郡司判給」による豊足の土地所有は登記されていなかった可能性があるが、天平勝宝六年・七歳の校班田の際には登記されていたと思われる。

(12) 国判が付されたとすれば、本稿の立場からすれば傍線部(b)以前に付されたと考えられ、本史料では触れられていないことになる。但し、八世紀にも国判が付されていない売券を確認することができ(天平一二年正月一〇日山背国宇治郡加美郷長解案)『東大寺文書』二―三八九―九〇)「天平宝字五年一月二日山背国宇治郡大国郷家地売買券文」『同』二―三九三―四、「宝龜七年二月一日備前国津高郡津高郷人夫解」『大日本古文書 編年之六』五九一―二頁。以下、『大日古』六一五九一―二と略。)、実際に国判が付されていなかった可能性もあると考えられる。

(13) 「天長二年十一月十二日尾張国検川原寺田帳」(『平安遺文』第一卷、五一号文書。以下、『平』一―五一と略)。なお、後述する様に土地立券等の際、郡司は図籍の写しなどを勘検したものと思われる。

(14) なお、立券に関する地方官のミスは他に「天平神護三年二月一日民部省符」(『東大寺文書』二―三三〇―一)にみえ、又、「班田図ではないが」署判から国司が作成に関与したことの明らかな「天平宝字三年二月三日越前国足羽郡糞置村開田地図」には「西南八条」と有るべきところ「七条」と誤記されているとされる(村岡薫「越前国糞置村開田地図」『絵引荘園絵図』東京堂出版、一九九一年)一四頁)。

(15) 天平勝宝元年の開墾権認可には、当然、天平十五年五月二七日の墾田永年私財法が適用されるが同法には「但人為開田占地者、先就国申請…」(『類聚三代格』

卷十五、『令集解』田令29荒廢条。何れも新訂増補国史大系本による。以下、同じとある。なお、梅田氏は係争地の鷹山による買得の可能性も示唆されている(一一八頁、註(17))。買得の場合、家地ではあるが正式な立券手続きを経る前に売買が行なわれた事例が確認でき、鷹山の場合も傍線部(a)以前に係争地の経営を行っていた可能性も考えられなくはない(田島裕久「八・九世紀における売券作成についての一視点」『ヒストリア』一一二、一九八六年)等。但し、田島氏は家地と墾田との地目の相違を強調しておられる。従って鷹山が係争地を買得したとすれば傍線部(a)を梅田氏が想定されたような形で郡司の土地相論の裁定と解する余地があるという事になるが、その可能性を確実に示す史料は管見では得られないし、又、そのような場合でも、鷹山の田主権が法的に正当であるかは微妙であり、傍線部(a)において鷹山が勝訴の結果を得たとの想定にも問題が残る。少くともこの可能性がある事を以て傍線部(a)が郡司のミスであった可能性を否定する事は難しく、それを郡司の土地相論の裁定と断ずる事はできないであろう。

(16) 小口雅史「律令制下寺院経済の管理統制機構―東大寺領北陸初期庄園分析の一視角として―」(『史学論叢』九、一九八〇年)によれば、東大寺と藤原仲麻呂(越前国司等)との対立が史料上見えるのは、天平宝字二年からとされる。

(17) なお、小口註(16)論文は、この「郡司判給」をミスではなく「在地においてこのころ既に東人の大領就任の

動きがあり、安麻呂がそれに対抗していたのかもしれない。」(五八頁。補注(二))としておられる。この場合も「郡司判給」は土地相論の裁定を示すものではない。なお、氏はこの「判給」にあたって「郡判のみで国判が出されていない」としておられる(註(12)参照)。

(18) 氏が検討された事例は『東大寺文書』二一一九五―六に見える。

(19) 『東大寺文書』二一一七二―四。

(20) 『東大寺文書』二一一七四―五。

(21) 『平』一一八。年次は延暦十二年のものと推定される。

(22) 『平』一一十三。

(23) 勝浦令子「史料紹介「播磨国坂越・神戸両郷解」補遺」(『史学論叢』六、一九七六年)。

(24) 註(7)参照。

(25) 小口雅史「初期庄園の経営構造と律令体制」(『奈良平安時代史論集』上、吉川弘文館、一九八四年)は「史料2」を検討する際、―後述するように―これを「史料3」と関連するとしうえで、本事例の係争地は「後になつて他司(東麻呂か国司)が判給した」(五八三頁)とするが、註(9)前掲文書の「改正田」(天平神護二年の段階で、東大寺の所有権が認められた田。天平宝字四・五年の校班田の際、東大寺の所有権が否定された田地であり、従って、ここで東大寺から百姓に所有権が移動していれば、ここに含まれる。)には車持姉売の口分田は見られず、少なくとも係争地が判給されたとの根拠はない。

(26) 註(11)前掲諸論文。

(27) 註(25) 論文。

(28) 「律令制的郡司制の特質と展開」(註(1) 書) 一七一頁。

(29) 差当り、小口註(25) 論文。

(30) 『東寺百合文書』(東寺百合文書展図録)。なお、本稿では石上英一氏の釈文による(高松市歴史民俗協会『讃岐国弘福寺領の調査―弘福寺領讃岐国山田郡田園調査報告書―』、一九九二年、二五頁)。

(31) 「天平宝字七年十月二九日山田郡弘福寺田校出注文」(『大日古』五一四五九―四六一)。

(32) 金田章裕「条里プランの成立と展開」(『古代日本の景観―方格プランの生態と認識―』吉川弘文館、一九九三年) 一〇頁。

(33) 「弘福寺文書の基礎的考察―日本古代寺院文書の一事例―」(『東洋文化研究所紀要』一〇三、一九八七年) 一三三頁。

(34) 仁井田陞『唐令拾遺』(東京大学出版会、一九六四年。初出は東方文化学院、一九三三年)

(35) 大町註(28) 論文及び同「律令制的国郡制の特質とその成立」(註(1) 書)。加藤友康「八・九世紀における売券について」(『奈良平安時代史論集』、上、吉川弘文館、一九八四年)。松田(山本)行彦「日本古代における国家的土地支配の特質―土地売券の判と「毀」をめぐる―」(『古代国家の支配と構造』東京堂出版、一九八六年)等。稲松論文にも同様の指摘が見える(二二頁)。

(36) 樋口知志「律令的地方官衙における計帳の勘造」(『歴史』六八、一九八七年)、鷲森浩幸「八世紀における計帳

の作成過程(上)(下)」(『続日本紀研究』二六六―七、一九九〇年)

(37) 佐々木註(11) 論文、三七頁。

(38) 「良賤の訴訟」(『律令賤民制の研究』角川書店、一九六七年)。

(39) 「良賤訴訟と戸籍―大宅朝臣広麻呂戸の戸賤訴訟資料が語るもの―」(『日本古代籍帳制度論』吉川弘文館、一九八六年)。なお、本相論に触れた最近の論考としては、神野清一「良賤訴訟と戸籍―平田耿二説への疑問―」(『歴史の理論と教育』八三、一九九二年)がある。

(40) 『東大寺文書』三一―一五四―六、一七九―一八一。

(41) 「天平十三年閏三月七日右京職移案」(『東大寺文書』三一―一五三、一七八―九)、「天平十三年六月二六日山背国司移案」(『同』三一―一四九―一五二、一七五―八)では、賀是麻呂の本貫地は大養徳国添上郡志茂(師毛)郷、「天平勝宝元年十一月三日大宅朝臣可是麻呂貢賤解案」(『同』一五七―六三)、「天平勝宝二年五月一七日大宅朝臣可是麻呂貢賤解案」(『同』三一―一四三―九)等では同国同郡大宅郷とされる。

(42) 註(41) 前掲「天平十三年閏三月七日右京職移案」(『天平十三年六月二十六日山背国司移案』)。

(43) 『東大寺文書』三一―一八四―五、一八一―二。

(44) 利光三津夫「撰津職の研究」(『律令及び令制の研究』明治書院、一九五九年)、坂元義種「撰津職について」(『古代東アジアの日本と朝鮮』吉川弘文館、一九七八年)。(45) 「延暦十二年三月九日太政官符」(『類聚三代格』卷五)

(46) 本条の復元は菊地英夫「唐代史料における令文と詔勅文との関係について―「唐令復原研究序説」の一章―」(『北海道大学文学部紀要』XXI―一、一九七三年)による。

(47) (史料6―A・B)の中略部には奴婢名として「輕部造弓張」なる人物が見えるが、同時に「戸主輕部造弓張」ともあり、又「天平勝宝二年五月十七日大宅朝臣可是麻呂解」(註(41)前掲)にも「戸主奴輕マ弓張」と見え、彼が良民であるのみならず、戸主として戸籍に編付されていたことが分かる。

(48) 『大日古』十四―二七―三。なお、同内容の文書として翌日付の「筑前国早良郡人夫三家連豊繼解」(『大日古』十四―二七〇―一)がある。なぜ、同内容の文書が一日違いで作成されたかは不明ではあるが、亀田隆之氏は翌日付の文書の方が書式、証人の記載が立券文として整っていることから、「二十一日に申請したが、文書体裁上の不備より翌日にまた正式な立券文を提出したのであろうか。」と推測されている(『観世音寺の奴婢』『日本古代制度史論』吉川弘文館、一九八〇年。一五五―六頁)。なお、この事例に関する近年の研究としては、他に磯村幸男「観世音寺の奴婢について」(『大宰府古文化論叢』下、吉川弘文館、一九八三年)がある。

(49) 寺院の奴婢籍帳―厳密には「奴婢帳」ではないが―としては「宝龜三年十二月三十日東大寺奴婢籍帳案」(『東大寺文書』三一―一二二―一四一)がある(竹内理三「国政文書」『日本古文書学講座』二 古代編一、雄山閣出版、一九七八年)。現存の戸籍からは私奴婢は良民等と同じく一般の戸籍に登録されたことが分かるが、職員令21民部省条集解穴記に「官奴婢私奴婢等籍。又在此司。」(九三頁)と見え、本史料において私奴婢の所有権の移動につき「奴婢帳」が見えることからすれば、通常の戸籍以外に私奴婢のみについて記した戸籍様の文書も作成されたと思われる。

(50) 本文書では「紀」としかないが、註(48)で挙げた翌日付の立券文では、「年紀」とある。

(51) 『大日古』十四―二六九―二七〇。

(52) 「筑前国司廃置に関する研究」(『日本古代官位制度の基礎的研究 増訂版』吉川弘文館、一九七八年)

(53) 『日本後紀』大同元年六月己亥条。引用は新訂増補国史大系本による。

(54) 結局、大同三年に大宰府による筑前国兼帯が廃され、筑前国が分置されている(『大同三年五月十六日太政官奏』『類聚三代格』卷五)。

(55) なお、亀田註(48)論文はこの奴の名の相違につき、「地方官人はもとより寺側も問題とする事なく、手続きを遂行した」(一五八頁)とされるが、この点は首肯しがた(詳しくは、別稿Aを参照の事)。

(56) 例えば、岸俊男「律令制の社会機構」(『日本古代籍帳の研究』塙書房、一九七三年)。

(57) 延暦十一年には班給そのものが停止された(『類聚国史』卷一五九、地部上、口分田、延暦十一年十月庚戌条。引用は新訂増補国史大系本による)。

(58) 「浮浪・逃亡問題」に関する近年の研究としては、深

津行徳「律令「浮浪」・「逃亡」規定について」(『学習院史学』二八、一九九〇年)、加藤友康「浮浪と逃亡」(『日本村落史講座四 政治Ⅰ』雄山閣出版、一九九一年)等。

(59) 丹生谷哲一「律令賤民制展開過程についての一考察(上)(下)」(『続日本紀研究』一三八―一四一、一九六八年)。なお、丹生谷氏は「律令的賤民制の衰退過程」を示す現象として元興寺・東大寺などの奴婢の減少を挙げられるが、史料操作に批判がある(神野清一「律令官賤身分の変質過程と中世的存在形態」『原始古代社会研究』五、一九七九年)。なお、神野氏は、丹生谷氏の指摘は直ちに律令賤民制の崩壊を意味しないとして全面的に批判を展開されるが、八世紀の段階で良賤制に問題状況が存在することは否定されていない。

(60) 『続日本紀』宝龜四年六月丙午条には鹿島神賤の良賤通婚の禁が見えるが、あくまで鹿島神賤のみが対象であり、又、良賤制の維持策ではなく、「良民の賤民化現象」(後述)に対応する為との指摘が既にある(丹生谷註(59)論文(下))。

(61) 「延暦八年五月十八日太政官奏」(『類聚三代格』卷十七)。

(62) 丹生谷註(59)論文。

(63) 註(36)前掲、樋口、鷲森論文。

(64) 「承和四年四月二二日元興寺三論宗連署状」(『東大寺文書』三一八五―七)

(65) 引用は新訂増補国史大系本による。

(66) 引用は神道大系本による。なお、本条は凡字に従った条文番号では第10条になる。

(67) 放賤従良の手續きについてはかつて角田文衛氏が「国司は、賤を良とする場合の書類作成(調査)、所貫、除籍といった事務を執行したのであって、決定権はもっていなかったのである。」として、従良の決定には天皇の裁可が必要であったことを説かれた(『紀寺の奴―奈良時代における私奴婢の解放問題―』『角田文衛著作集第三巻 律令国家の展開』法蔵館、一九八五年。初出は一九五五年「一八一頁」。これに対し、石上英一「官奴婢について」(『史学雑誌』八〇―一〇、一九七一年)は、戸令39放家人奴婢為良及家人条集解古記に「申「国郡司」。然後附貫。」とあること等を以て家人奴婢(私奴婢)の従良については「国司が解放・賜姓の最終決定権をもっていたとすべきである。」とし、角田氏が根拠とされた事例は「特殊な場合」とされた(以上、九頁)。石上氏の述べられるように、角田氏が論拠とされた『日本書紀』持統三年十月二十二日条、『続日本紀』天平十六年七月六日条の内、前者の従良記事は六〇〇口という極めて規模の大きいものであるし、後者も貴族間の奴婢をめぐる紛争についての記事であり、一般化するのに難があるが、さりとて、『令集解』所収の注釈書も絶対の論拠とは言えないであらう。

先の、『延喜式』卷十一太政官、内外印条は、放賤従良についての太政官符の発給を前提としていると考えられるし、又、改姓については(史料8)の様に、特に貴族

や大規模なものでなくとも、太政官が裁可していると考えられること、『続日本紀』に放賤従良の記事が見えるのは、太政官への上申が行われたと見ると自然であること、律令制的身分秩序においては、天皇と賤身分の間には「きりはなせない相関関係がある」(石母田正「古代の身分秩序」『石母田正著作集』第四卷、岩波書店、一九八九年。初出は一九六三年「三八頁」とされており、賜姓を伴う従良を天皇を介在させる事無く、国司が独自に行なうとは考えにくいこと、等を考えあわせると、正式な手続きとしては従良についても太政官への上申が行われたと見たほうが自然ではなからうか。なお、「天平四年山背国愛宕郡計帳歴名」(『大日古』一・一五〇五・五四九)の放賤従良記載の追記は「他の戸口異動に関する追記よりずっと丁寧で念入りに加筆されている」(樋口註(36)論文、四六頁)とされているが、これも太政官符の到来を待つて、他の追記とは別の機会に行なわれたと見ることができるとはならないだろうか。

なお、改姓を承認する官符としては「宝龜四年二月十日太政官符」(『大日古』二二・二七二・三)、「貞元二年五月十日太政官符」(『類聚符宣抄』第七、一七九頁)が確認でき、改姓を中央へ申請する文書としては「貞觀九年二月十六日讃岐国司解」(『平』一・一五二)がある。

(68) 他に『続日本紀』には和銅六年五月甲戌条に「自加_二覆察_一」と国司の勘検が見える。なお、先の大宅朝臣賀是麻呂の良賤訴訟においては、国司ではなく刑部省が裁定を下している(念のため付言すれば、この場合の身分

間の移動は、良から賤への移動であつて、従良ではない)。このような体制が取られた背景は明らかではないが、平田註(39)論文は「広麻呂の戸賤の居住地は山背・摂津両国にわたっているため、」刑部省へ提訴が行われたものと思われる、としている(四七二頁、註(22))。

(69) 相論ではないが、註(67)前掲「貞觀九年二月一六日讃岐国司解」でも、郡司が「引_レ検旧記_一」している事が見える。

(70) 梅田氏は、田令30競田条集解古記の「問。改判如何其意。答。先経郡。々司判与_レ甲。乙不_レ伏。申_レ国。々判与_レ乙。…」といった解釈などは「稲松氏の考えからすれば・・・なら実体のないものということになるが、はたしてそうであろうか。」(二二三頁)とされるが、本稿の考察からすれば、直ちに実態とする事はできない。

(71) 高田実「中世初期の国衙機構と郡司層」(東京教育大学『史学研究』六六、一九六八年)五三頁。

(72) 近年の高橋浩明「伊賀国薦生牧相論と十世紀の郡司制」(『国史学』一三一、一九八七年)、加藤友康「九・一〇世紀の郡司について―田地掌握と文書行政の関わりを中心として―」(『歴史評論』四六四、一九八八年)の再検討においても、この点への配慮が必ずしも十分ではないことは、別稿で述べた通りである。

(73) 大町健氏は、律令制的国郡制においては「籍帳作成をはじめとする行政的機能が国司に集中していたのに対し、郡司の機能は在地の共同体的諸関係を総括するものとして設定されていた。」(註(28)論文、一五一頁)とされ

た。氏の所論が、そのまま成立するかは議論の余地があるように思うが（別稿A参照）、両者の機能に異質な部分があることは否定しがたいと思われ、加藤氏が註（6）論文において〈史料3〉を「八世紀段階における郡のもつ共同体的諸関係の総括と文書行政を一つの典型とする行政処理における国による最終的確認というあり方を示すもの」（二五六―七頁）とされるように、土地相論の裁定という行政処理でもその異質性は表われていると思われる。

（74）別稿Aで述べたように、例えば土地立券は国衙は独自には処理し得ないし、又、相論では郡司の保持する資料が正式な戸籍、図籍ではないことが大きな影響を与えている事を論じたが、他の政務でも同様であったかは問題がある。

（75）「弘仁二年二月二〇日詔」（『類聚三代格』卷七）は、郡司の才用任用の結果、「聴訟則決断無_レ伏」とあり、訴訟における郡司の存在の大きさが窺えたとされる（石尾芳久『日本古代法の研究』法律文化社、一九六九年、二七六―七頁。義江彰夫「令制下の国郡支配」『鎌倉幕府地頭職成立史の研究』東京大学出版会、一九七八年、一七―八頁）。

（76）結論的には、稲松氏の「郡司のカリスマ性の故に逆に律令政府は…その専決権を制限し…」（三〇頁）との見解と通ずる。

（77）既に土地立券における国・郡衙の機能変化については、加藤氏により「九世紀において班田制が弛緩してくると

：田図への図付が硬直化し、日常的な田地掌握のために売券の重要性が増してくる。このことにより、田地の売買にあたって、日常的な実態に基づく田地掌握のために、郡によって国の機能が代位されていくことは当然の帰結であり…」（註（35）論文、六九六頁）と、律令制的図籍制度の衰退との関連が指摘されている。